

印旛沼3期 3号導水路付帯工事

特 別 仕 様 書 (当初)

令和8年度 県営湛水防除事業 印旛沼Ⅲ期地区 印旛沼3期 3号導水路付帯工事

特 別 仕 様 書

第1章 総 則

本工事の施工に当たっては千葉県農林水産部耕地課制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という）に基づいて実施する。また、共通仕様書に定められていないものについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）（以下、「解体共仕」という）に基づいて実施する。また、解体共仕に記載されていない事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）（以下、「標仕」という）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）（以下、「改修標仕」という）、公共建築木造工事標準仕様書（令和7年版）（以下、「木造標仕」という）による。また、これらの仕様書に対する特記及び追加事項はこの特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

- 1 目 的 この工事は、県営湛水防除事業 印旛沼地区 事業計画に基づき湛水排除のための導水路工事用地の整備を実施するものである。
- 2 工事場所 成田市北須賀地先
- 3 工事概要 この工事は導水路の付帯工事で、その概要は次のとおりである。
既存施設解体・撤去工 N=1式
- 4 工事数量 別紙工事数量総括表のとおりである。

第3章 工期

- 1 本工事の工期は、契約日の翌日から令和9年1月14日までとする。

第4章 施工条件

- 1 工程関係
産業廃棄物等の運搬にあたっては、隣接農地の農耕車両との往来が想定されるため、耕作の支障とならないよう運搬を行うこと。

第5章 現場条件

- 1 土 質 この工事の土質は、貝殻混じり細砂・細砂を想定している。
- 2 関連工事
印旛沼3期 3号導水路伐採業務（本工事現場範囲における本工事準備費外の植生の伐採）
- 3 第3者に対する措置
(1)騒音、振動対策
本工事の解体区域には養魚場の施設が近接しているため、重機は低騒音・低

振動のものを使用し、施工時間についても厳守すること。(8:00~17:00)

第三者に損害を与えた場合、受注者の責任において対応するものとする。

また、当該地は、自然保護動物である「サンカノゴイ」の生息が確認されており、工事中の騒音・振動には注意を要する。

(2) 排出ガス対策

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「土地改良工事等請負工事標準機械経費算定基準」(昭和58年2月28日付け58構改D第147号)で示す排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装着の開発」、または、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

対象機種一覧

一般工事用建設機械	備考
・バックホウ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式)	ディーゼルエンジン (エンジン出力 7.5kw~260kw) を 搭載した建設機械に限る。

備考

道路輸送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

(3) 濁水処理対策

該当なし

(4) 安全対策

1) 一般事項

交通量の多い北須賀交差点付近であることから一般交通の支障とならないよう注意し、交通安全の対策と円滑な交通の流れを確保すること。

また、工事現場への第三者の立ち入りを防止する手段を講じること。

(5) 重量制限

特になし

(6) 公害対策

該当なし

4 環境対策等

(1) 本工事で使用する軽油については、JIS規格軽油を使用すること。

(2) 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督職員の指示により協力しなければならない。

(3) 特定粉じん排出等作業は、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき施行する。

5 関係機関との調整

(1) 工事支障物件等

工事支障物は特にないが、本工事の施工区間の東側には養魚場の施設が近接しているため、騒音や振動、防塵等に配慮する。

(2) 工事用道路関係

道路を工事車両が通行する際は、路肩の崩壊や陥没等に十分注意し、損傷した場合は道路補修を実施すること。工事搬入路、仮設道路の工事前、工事後の状況写真を測点ごとに撮影し、撮影位置図と併せて監督職員へ提出すること。

通行止めの案内については近隣の住民に十分周知し、昼夜問わず安全対策を行うこと。

工事において関東ふれあいの道を通行止めにする場合は、関東ふれあいの道の迂回路を設定し、迂回看板を現場に掲示すること。

また、関東ふれあいの道を工事車両が通行する場合は、歩行者等を含めた一般交通を優先させるものとし、交通事故等に十分注意すること。

6 建設副産物

(1) 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2020」及び「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン等」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況(実績)について、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と併せて提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。

建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提出し確認を受けること。

建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙manifest方式による場合は、複写式伝票のD票及びE票の写しを提示すること。(工事完了時にE票の受領が間に合わない場合は、工事完了時にD票の写しを提示し、E票受領後速やかにE票の写しを監督職員に提示する。)

また、電子manifest方式による場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のmanifest情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了

時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認伝票等）を提示すること。

(2)建設発生土

該当なし

(3)路盤廃材

該当なし

(4)建設廃棄物

本工事により発生する

- 1) 木くず(16.6m³)は、佐倉市大作2丁目2-1、片道運搬距離16.6kmの(株)佐倉環境センターに運搬し、処理するものとする。
- 2) 石膏ボード(9.8m³)は、佐倉市大作2丁目2-1、片道運搬距離16.6kmの(株)佐倉環境センターに運搬し、処理するものとする。
- 3) ガレキ類(502.3ton)は、印西市岩戸太鼓松3588、片道運搬距離10.2kmの(有)朝日に運搬し、処理するものとする。
- 4) 金属くず(7.4m³)は、佐倉市大作2丁目2-1、片道運搬距離16.6kmの(株)佐倉環境センターに運搬し、処理するものとする。
- 5) ガラス(0.6m³)は、佐倉市大作2丁目2-1、片道運搬距離16.6kmの(株)佐倉環境センターに運搬し、処理するものとする。
- 6) 廃プラスチック(6.0m³)は、佐倉市大作2丁目2-1、片道運搬距離16.6kmの(株)佐倉環境センターに運搬し、処理するものとする。
- 7) 混合廃棄物(90.1m³)は、佐倉市大作2丁目2-1、片道運搬距離16.6kmの(株)佐倉環境センターに運搬し、処理するものとする。
- 8) 石綿スレート(4.9m³)は、成田市芝字椎ノ木2058-1、片道運搬距離18.0kmの(株)山一商事に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(5)建設リサイクル法

1) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

ア) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年度法律104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、建設工事請負契約書「7.解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

イ) 受注者は、特定建設資材の分解解体等・再資源化が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等した施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、書面に添付する資料は「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に定めた様式1[再生資源利用計画書(実施書)]及び様式2[再生資源利用促進計画書(実施書)]を使用するものとする。

2) 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

ア) 建設リサイクル法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対して、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面(説明書)を提出し説明を行うこととする。

イ) 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

ウ) 書面は施工計画書に添付するものとする。

(6) 石綿含有建材の処理

本工事での石綿含有成形板の処理は次の通り。

ア) 埋立て処分(安定型最終処分場)

イ) 除去対象範囲: 図示のとおり。

第6章 仮設備

1 指定仮設

該当なし

2 任意仮設

本工事の解体工に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、安全性、経済性、細部構造については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。

3 騒音・粉じん等の対策

騒音・粉じん等の対策: 養生シート

設置の範囲: 設計書のとおり

4 足場等

枠組足場の設置にあたっては、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省 平成21年4月)により、手すり先行工法の種類は、別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2(2)手すり据置き方式、又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。手すり先送り方式は不可とする。また、別紙2「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とすること。なお、別契約の関係業者がある場合は、当該業者に無償で使用するものとする。

第7章 工事用地等

1 発注者が確保している用地

本工事で撤去する既存施設は下記の用地内にある。これらの用地の一部は

導水路用地として発注者が買収済みの事業用地であり、他は発注者で借地する用地である。

	事業用地	借地
成田市北須賀中外埜	1627－308、1627－309、 1627－310、1627－305、 1627－306、1627－307	1627－275、1627－276、 1627－277、1627－208、 1627－211、1627－214

発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

なお、工事施工上必要な用地の返還に当たっては使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知しなければならない。

第8章 貸与設備

該当なし

第9章 支給材料

該当なし

第10章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電気料金は、受注者の負担とする。

第11章 工事材料

該当なし

第12章 施 工

1 一般事項

設計図書を熟読し、施工内容を十分把握すること。受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

不明な点については監督職員と打ち合わせを行うこと。

(1) 水準点

該当なし

(2) 検測又は確認

この工事の検測、確認を下記の段階で受けなければならない。

工 種	作 業 段 階	備 考
解体工	・ 撤去実施前段階	・ 既存施設の現況確認

2 解体施工

(1) 事前措置

浄化槽、オイルタンク等の汚物や廃油について、未処理のため撤去を実施する

前に事前確認を行い監督職員に報告すること。

(2) 杭

該当なし。

(3) 樹木等

別途工事で撤去予定。

(4) 解体後の整地

埋戻し及び盛土に当たっては、各層 30cm ごとに締固めをすること。

整地高さ：現状G L

埋戻し及び盛土の材料：山砂の類

第 13 章 施工管理

- 1 工事の施工管理は「工事施工管理基準(農業農村整備事業)」により実施する。

第 14 章 構造物品質確認調査

該当なし

第 15 章 条件変更の補足説明

この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は以下のとおり。

- 1 処分量（木くず、ガレキ類、金属くず等）
- 2 施工範囲の排水
- 3 工事用道路及び進入路
- 4 建設発生土
- 5 汚物、廃油、廃棄物
- 6 そのほか

1 の撤去処分物については、撤去物を写真等で管理した上で、産業廃棄物処理場の台貫伝票等により処分量を確認し、設計数量の増減が生じた場合は打合せ簿にて変更協議の対象とする。

2 の施工範囲の排水について、解体工の支障となる湧水等が生じた場合は仮設工の数量が変更となる可能性がある。その場合は打合せ簿による変更協議の対象とする。

3 の工事用道路は、管理者との協議に基づき工事による損傷の程度によっては復旧する場合がある。については、工事前、工事後の状況を側点ごとに写真撮影し、撮影位置図と併せて監督職員へ提出すること。また、現地の敷地状況により仮設道路が新たに必要となる場合は打合せ簿にて変更協議の対象とする。

4 の建設発生土について、施工に当たり土質状況による使用の可否及び過不足等が生じた場合は打合せ簿にて変更協議の対象とする。

5 の汚物、廃油、廃棄物については既存施設の撤去に当たり、発生した場合は打合せ簿にて変更協議の対象とする。

第 16 章 設計変更

設計変更等については、契約書第 19 条から第 25 条及び土木工事共通仕様書第 1 編共通編 1-1-17 から 1-1-19 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）令和 3 年 1 月」によることとする

第 17 章 電子納品

- 1 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品要領（案）（平成 31 月 3 月（以下、「要領」という。））」に基づいて作成された電子データを指す。
- 2 工事完成図書は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で正副 2 部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）〔農業農村整備事業編〕（令和 2 年 4 月千葉県農林水産部耕地課）」を参考にするものとする。
- 3 工事完成図書の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行いエラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。
- 4 本工事の電子成果品は（公財）千葉県建設技術センター（以下、「センター」という。）による一元保管管理の対象とする。本契約締結後、センターへの登録申請をすみやかに行うとともに、申請後に発行される「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」は監督職員へ提出すること。また、契約変更等に伴う修正申請も遅滞なく行う必要があるが、その都度の「事前受付書」提出は求めない。完成検査において合格と認められた電子媒体副本については、原則として検査後 1 週間以内に、最終版の「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」（監督職員記名済み写し）を添えてセンターへ送付すること。
- 5 本工事の電子成果品は土木工事請負契約書第 45 条の対象とし、電子データに不備が確認された場合は、受注者は修正作業を行わなければならない。

第 18 章 公共事業関係調査に対する協力

該当なし

第 19 章 「三者会議」の実施

該当なし

第 20 章 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第 21 章 週休 2 日制適用工事【現場閉所による週休 2 日工事】

- 1 本工事は、週休 2 日制適用工事である。
- 2 受注者は、現場閉所による週休 2 日工事として取り組むこと。なお、予定価格

には4週8休達成相当の経費を補正している。

- 3 受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができる。
- 4 週休2日制の実施にあたっては、「千葉県営繕工事週休2日促進工事实施要領」に基づき行うこと。

第22章 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の変更

- 1 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- 3 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 4 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- 6 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- 7 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

第23章 電子小黑板活用工事

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで、工事写真における黒板情報の電子化を実施するものとし、以下の1から4のすべてを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、工事施工管理基準（農業農村整備事業）第1 土木工事施工管理基準 第3項 撮影記録による出来形管理※ に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

※施設機械工事等の場合は、「工事施工管理基準（農業農村整備事業）第2 施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による出来形管理」とする。

2 機器等の導入

(1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が選定及び調達するものとする。使用機器等の事例として、URL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) 記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。

ただし、この事例中の機器に使用を限定するものではない。

(2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等について、工事着手前に提示するものとする。

(3) 機器等の導入に係る費用は、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。機器等の導入に係る費用とは、工事写真における黑板情報の電子化の実施に必要な機器等の機械経費及び電算使用料等を指す。

3 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

(1) 受注者は、1の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。

(2) 本工事の工事写真の取扱いは、「工事施工管理基準（農業農村整備事業）第1 土木工事施工管理基準 第3項 撮影記録による出来形管理」※ 及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

(3) (1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

(4) 黑板情報の電子化を実施した場合は、従来の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

※施設機械工事等の場合は、「工事施工管理基準（農業農村整備事業）第2 施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による出来形管理」とする。

4 写真の納品

(1) 受注者は、3に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

(2) 受注者は納品時に URL (<https://www.jcomsia.org/kokuban>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェア及び工事写真ビューアソフトを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ、工事打合せ簿により提出するものとする。

(3) 提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第 24 章 情報共有システム（ASP）活用

本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象であり、受発注者間の協議により利用の可否を決定するものとする。

実施に当たっては「千葉県農業農村整備事業情報共有システム試行要領」に基づくものとする。

第 25 章 CCUS 活用工事

- 1 本工事は、千葉県建設キャリアアップシステム活用工事の対象工事とする。
- 2 受注者は、工事の締結後、工事着手前に CCUS 活用の希望の有無について、監督職員と協議すること。
- 3 工事の実施にあたっては、「千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」に基づき行うこと。

第 26 章 完成図書

本工事の完成時の提出図書等は以下のものとする。

- 1 図面：解体後の残存物及び設備引込み位置が分かる図面 1 部
- 2 工事関係図書：本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの 1 部
- 3 電子成果品：詳細は第 17 章による。

第 27 章 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。